

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料

令和6年3月14日

発議第 号

令和6年3月●●日

かすみがうら市議会 小座野定信 殿

提出者 「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」
に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念
に関する調査特別委員会 委員長 矢口 龍人

刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出
します。

委員会発議第 号

刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議について

刑事訴訟法に基づく適正な手続を求めることに関し、次のとおり
決議する。

令和6年3月19日提出

提出者 「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別
委員会 委員長 矢口 龍人

刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からの「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に係る報告書によって、明らかになった犯罪と思料される行為については、議長において、刑事訴訟法第239条第2項に基づき適正に手続することを求める。

令和6年3月19日

かすみがうら市議会